

令和2年第7回農業委員会総会議事録

開催 日時	令和2年7月31日	自 13時30分 至 14時50分
場所	壮 警 町 役 場 大 会 議 室	
出席 状況	出席委員	
	委員	1 番 清 水 俊 一 2 番 岩 倉 隆 3 番 島 山 惠美子 4 番 岩 倉 賢 一 5 番 松 本 敏 春 6 番 佐 藤 慶 太 7 番 堀 口 英 男 8 番 南 和 孝
	欠席委員	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長 齋 藤 誠 士 ・ 課長補佐 谷 田 部 剛 ・ 主 事 山 田 和 樹 	
議事 日程	議案第1号 会長の互選について 議案第2号 会長職務代理者の互選について 議案第3号 専門委員の互選について 議案第4号 地区農業委員の改選について 報告第1号 認定電気事業者の行う送電鉄塔の設置に係る届け出の報告他について 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について 議案第6号 土地現況証明願について	
備考	議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。 委員 1 番 清 水 俊 一 委員 2 番 岩 倉 隆	

議 事 録

令和2年第7回農業委員会総会を宣し、町長が挨拶。

日程第1 町長あいさつ

事務局長

日程第2、仮議席の指定について

仮議席の指定につきまして、会議規則第7条の規定により「くじ」により行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

この仮議席につきましては会長及び会長職務代理者が決定されるまでの間の議席とします。なお、議事運営上、8番を会長席、7番を会長職務代理者の席にしたいと思います。

これから会長、会長職務代理者が選出されますが、会長、会長職務代理者が8番、7番以外のくじを引き当てている場合は、8番を引かれた委員さんは会長が引き当てた番号と、7番を引かれた委員さんは会長職務代理者が引き当てた番号の議席ということで決定をさせていただきます。

それではただいまから「くじ」を行います。

くじを引く順番につきましては、委員の名前のアイウエオ順で引いていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

—————「異議なし」という声あり—————

事務局長

それでは、アイウエオ順で名前を呼び上げますので、前の方に出てきて順番に引いてください。

-----「くじ」を引く-----

事務局長

それでは、引いた順番の席にお座りください。

ただいま、お座りになった席を仮議席とさせていただきます。

-----番号の議席に着席-----

事務局長

本日は、農業委員会の改選後初めての農業委員会総会です。

会長が選出されるまでの間、壮警町長が臨時に議長の職を行うことになっておりますので、この後は臨時議長の議事進行により進めさせていただきます。町長は議長席にお座りください。

臨時議長 田 鍋 敏 也

それでは臨時に議長の職務を行います。

本日の出席委員は8名、欠席委員は0名となっております。

ただいまから、令和2年 第7回農業委員会総会を開会いたします。

ただちに会議を開きます。

臨時議長 田 鍋 敏 也

日程第3のうち、議案第1号 会長互選についてを議題といたします。
事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号 会長の互選について、農業委員会等に関する法律第5条第2項で、会長は、委員が互選した者をもって充てると規定されております。互選については、相互に選挙をするということから投票により行うのが原則ですが、指名推薦による方法も差し支えないことになっております。

つきましては、投票か指名推薦かを決めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

説明は以上です。

臨時議長 田 鍋 敏 也

ただいま、事務局長が説明いたしましたが、どのような方法で選出したらよろしいかお諮りいたします。

投票か指名推薦かどなたかご発言いただければと思います。

3番 畠 山 恵 美 子 委員

3番 畠山です。指名推選で良いかと思えます。

臨時議長 田 鍋 敏 也

ただいま3番畠山委員より、指名推選で良いとの発言がございましたが、その方法でよろしいでしょうか。

-----「異議なし」という声多数-----

臨時議長 田 鍋 敏 也

ご異議なしと認め、会長の互選については、指名推薦で行う事と決しました。それでは指名推薦で行いますので、どなたかご発言願います。

5 番 堀 口 英 男 委員

5 番 堀口です。南 和孝委員を推薦します。

臨時議長 田 鍋 敏 也

ただいま、5番堀口委員から4番南委員を会長として指名推薦をしたい旨の発言がありましたが、皆様方ご意義ございませんか。

-----「異議なし」という声多数-----

臨時議長 田 鍋 敏 也

ご異議なしと認め南委員が全員一致で会長に当選されました。

会長に当選されました南委員から何かご発言がありましたら、これを許します。

4 番 南 和 孝 委員 (会長就任の挨拶)

臨時議長 田 鍋 敏 也

会長が決定いたしましたので、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

南会長、議長の席にお着き願います。 【町長 退席】

-----会長着席-----

議長 南 和 孝

日程第3 議案第2号 会長職務代理者の互選についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

議案第2号 会長職務代理者の互選について、農業委員会等に関する法律第5条第5項で、会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理すると規定されております。互選については、相互に選挙をするということから投票により行うのが原則ですが、指名推薦による方法も差し支えないことになっております。

つきましては、投票か指名推薦かを決めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

説明は以上です。

議長 南 和 孝

ただいま、事務局長が説明いたしましたとおりでございます。

どのような方法で選出したらよろしいかご発言いただければと思います。

3番 畠山 恵美子 委員

3番 畠山です。指名推選で良いかと思えます。

議長 南 和 孝

ただいま、3番畠山委員より指名推選というご意見がございましたが、よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数 —————

議長 南 和 孝

なければ指名推選で行う事に決定いたします。

それでは指名推薦で行いますのでどなたかご発言願います。

2番岩倉委員。

2番 岩 倉 隆 委員

2番 岩倉です。堀口委員を推薦したいと思います。

議長 南 和 孝

ただいま、2番岩倉委員から堀口委員を会長職務代理者として指名推薦したいという発言がありましたが、ご異議ございませんか。

—————「ありません」という声多数 —————

議長 南 和 孝

ご異議なしと認め、堀口委員が全員一致で会長職務代理者に当選されました。

それでは、会長職務代理者に当選されました堀口委員から何か発言がありましたら、これを許します。

8 番 堀 口 英 男 委員（会長職務代理者就任の挨拶）

議長 南 和 孝

日程第4 議席の決定について

日程第2により仮議席を指定しておりましたが、会長、会長職務代理者が決定いたしましたので、堀口委員は7番に、松本委員は5番に移動をお願いします。

会長8番、会長職務代理者7番にそれぞれ決定いたしました。

事務局長から改めて全委員の議席について読み上げますので、確認願います。

事務局長

それでは議席について、読み上げをいたします。

1番 清水 俊一委員、2番 岩倉 隆委員、3番 畠山 恵美子委員、4番 岩倉 賢一委員、5番 松本 敏春委員、6番 佐藤 慶太委員、7番 堀口 英男会長職務代理者、8番 南 和孝会長。となります。

議長 南 和 孝

日程第5 議事録署名委員の指定を行います。

本日の議事録署名委員は会議規則第13条の規定により議長において1番 清水 俊一 委員、2番 岩倉 隆 委員 を指名いたします。

議長 南 和 孝

日程第6 会期について 第7回農業委員会総会の会期は本日1日とすることに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

----- 「ありません」という声多数 -----

議長 南 和 孝

ご異議なしと認め 本日1日とすることに決定いたします。

議長 南 和 孝

日程第7、事務報告について 事務局長報告願います。
(事務局長 事務報告)

議長 南 和 孝

ただいま事務局長が報告いたしましたことについて、特に質問がなければ報告済みといたします。

議長 南 和 孝

日程第8のうち議案第3号 専門委員の互選について を議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第3号 専門委員の互選について、本会議規則第17条の規定により、次の専門委員を互選するものとします。

1. 農地調整委員 4名、2. 農業振興委員 4名

これにつきましては壮瞥町農業委員会規則第17条 本委員会の運営上軽易な事件又は調査事項を処理審査するため次の専門委員を置く。と規定されています。選考方法は、選考委員による指名推薦、会長、会長職務代理者への一任のいずれかとなります。

つきましては、選考委員による指名推薦、会長、会長職務代理者への一任の中から決めていただきたいと思いますので、よろしく願います。

説明は以上です。

議長 南 和 孝

ただいま事務局長に説明させました 専門委員の互選について どのような方法で互選するかお諮りいたします。

互選の方法としては、選考委員による指名推薦、会長・会長職務代理者への一任の方法とありますが、いずれの方法にするか皆様からご意見お願い致します。

2番 岩倉委員。

2番 岩倉 隆 委員

2番 岩倉です。

会長、会長職務代理者に一任で良いと思います。

議長 南 和 孝

ただいま、2番 岩倉委員より会長・会長職務代理者に一任というご意見が出ましたが、それでよろしいでしょうか。他にご意見ありますか。

————— 「ありません」という声多数 —————

議長 南 和 孝

なければ、会長・会長職務代理者の一任という事でご異議ございませんか。

————— 「意義なし」という声多数 —————

議長 南 和 孝

ご異議無しと認め専門委員の互選については、会長・会長職務代理者の一任という事で決定いたします。

暫時休憩いたします。

————— 暫 時 休 憩 —————

議長 南 和 孝

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

専門委員の互選について、ただいま別室にて農地調整委員・農業振興委員を選考してまいりましたので、私から発表いたします。

まず、農地調整委員（4名）委員長は松本 敏春 委員、委員は岩倉隆 委員、岩倉 賢一 委員、南 和孝 委員

農業振興委員（4名）委員長は畠山 恵美子 委員は、堀口 英男委員、清水 俊一 委員 佐藤 慶太 委員になりました。

よろしく願いいたします。

議長 南 和 孝

この報告に対してご異議ございませんか。

————— 「ありません」という声多数 —————

議長 南 和 孝

ご異議なしと認め決定いたします。

議長 南 和 孝

日程第8のうち議案第4号 地区農業委員の改選について を議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第4号 地区農業委員の改選についてをご説明いたします。

このことについて、別紙案により地区農業委員の改選をしたいと思います。別紙地区農業委員の分担区域案については、前回と同様に1. 湖畔地区、2. 滝之町地区、3. 立香・久保内・南久保内地区、4. 上久保内・蟠溪・幸内・弁景地区の4地区とし、委員についてはそれぞれ3名となっております。

こちらにつきましては、現況証明等による現地確認の関係上3名としなければならないため、2つの地区を担当される委員がおりますので、よろしく願います。

説明は以上です。

議長 南 和 孝

ただいま、事務局長が説明いたしました地区農業委員の改選について、暫時休憩して検討したいと思います。

暫時休憩します。

————— 暫 時 休 憩 —————

議長 南 和 孝

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

ただいま 事務局長が説明しました地区農業委員の改選についてどのような方法で互選するか皆様からご意見お願い致します。

2番 岩倉委員。

2番 岩倉 隆 委員

2番 岩倉です。

会長、会長職務代理者に一任で良いと思います。

議長 南 和 孝

ただいま、2番 岩倉委員より会長・会長職務代理者に一任というご意見が出ましたが、ご異議ございませんか。

-----「ありません」という声多数。-----

ご異議無しと認め、会長、会長職務代理者の一任という事で決定いたします。

議長 南 和 孝

先ほど、別室で各担当委員を決めた際にこの件について協議いたしましたので、事務局長より報告致します。

事務局長

それでは事務局の方から会長と職務代理者で決定した内容を報告致します。

それでは、湖畔地区 堀口 英男会長職務代理者、佐藤 慶太委員、岩倉 隆委員の3名でございます。滝之町地区 岩倉 賢一委員、岩倉 隆委員、畠山 恵美子委員の3名でございます。立香・久保内・南久保内地区 清水 俊一委員、松本 敏春委員、南 和孝会長の3名でございます。上久保内・蟠溪・幸内・弁景地区 岩倉 賢一委員、堀口 英男会長職務代理者、南 和孝会長の3名でございます。

議長 南 和 孝

皆様から一任という形で決めることになりましたので、以上事務局長から報告あったとおり各委員にはご尽力の程よろしくお願いいたします。

議長 南 和 孝

日程第9，報告第1号 認定電気事業者が行う送電鉄塔の設置に係る届出の報告地についてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

報告第1号 認定電気事業者の行う送電鉄塔の設置に係る届出の報告地について

申請者 ●●●●

事業の名称 ●●●●

事業の目的 地すべりにより既存鉄塔の傾斜が確認されたため。

事業企画の概要 送電線用に高さ●●mの鉄塔を設置する。

計画地の概要

所在 ●●町●●-●●

面積 ●●●●m²

計画に関する農業関係公共事業 該当なし。

説明は以上となります。

議長 南 和 孝

ただいま事務局長が報告をいたしましたこの事について特に質問がなければ報告済みといたします。

議長 南 和 孝

続きまして日程第10のうち議案第5号 農用地利用集積計画の決定について事務局長説明願います。

事務局長

・議案第5号 農用地利用集積計画の決定について説明。

○利用権設定関係

整理番号724

設定者 ●●町●●-●●

氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●●m²

設定地 ●●町●●-●●

地目 ●● ●●●●m²

計 ●●●●m²

設定を受ける者 ●●町●●-●●

氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●●m²

種類 賃貸借

内容 ●●

始期～終期 公告の日から令和5年12月31日

借賃 ●●●●円

支払方法 年末口座振込

整理番号725

設定者 ●●町●●-●●

氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●●m²

設定地 ●●町●●-●●

地目 ●● ●●●●m²

●●町●●-●●

地目 ●● ●●●●m²

		計 ●●●●m ²
設定を受ける者	●●町●●-●●	氏名 ●● ●●
経営農用地面積	●●●●m ²	
種類	賃貸借	
内容	●●	
始期～終期	公告の日から令和5年12月31日	
借賃	●●●●円	
支払方法	年末口座振込	

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしております。以上です。

議長 南 和 孝

ただいま事務局長が説明をいたしました、農用地利用集積計画の決定について整理番号724号から整理番号725号についてご意見、ご質問を伺います。

議長 南 和 孝

2番岩倉委員

2番 岩 倉 隆 委員

2番岩倉です。暫時休憩をお願いします。

議長 南 和 孝

暫時休憩を致します。

————— 暫 時 休 憩 —————

議長 南 和 孝

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

整理番号725号ですが●●町●●-●●の現況地目が●●になっていますが●●の誤りですので訂正をお願い致します。

議長 南 和 孝

特に発言がなければ、整理番号724号および725号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

----- 「ありません」という声多数 -----

議長 南 和 孝

ご異議なしと認め、原案のとおり決定を致します。

議長 南 和 孝

続きまして日程第10 議案第6号 土地現況証明願いについてを議題といたします。

事務局長説明願います。

事務局長

・議案第6号 土地現況証明願いについて、次のとおり証明願出があったので提出し意見を求めるものであります。

1 所在地番 ●●町●●-●● 公簿地目 ●● ●●●●m²
現況 農地採草放牧地以外
区分 民地
利用状況 ●●●●
願出人 ●● ●●
願出理由 地目変更

2 所在地番 ●●町●●-●● 公簿地目 ●● ●●●●m²
現況 農地採草放牧地以外
区分 民地
利用状況 ●●●●
願出人 ●● ●●
願出理由 地目変更

以上です。

議長 南 和 孝

ただいま、事務局長が説明をいたしました土地現況証明願いについて審議するわけですが、土地現況証明は現地調査によって決定するものでございます。

しかしながら●●月●●日の●●●●の際に出席委員全員で現地調査を行っておりますので、ご意見をいただいて現地調査に代えさせていただきたいのですけれど、そのようなかたちでよろしいでしょうか。

----- 「よろしい」という声多数 -----

議長 南 和 孝

異議なしと認めます。それでは審議していきたいと思います。

はじめに、●●町●●-●●について、代表して堀口委員からご意見をいただきます。

7番堀口委員。

7番 堀 口 英 男 委員

7番堀口です。この●●さんの案件について●●月の●●日の●●●●●●に我々全員で現地を確認いたしました。申請者からは●●を●●に変更したいという出願ですが隣接する地目は山林で、農地としての連反性も低く、この場所が農地として単独で存続していますので将来にわたり、農地として活用するには難しいということが確認されました。

農業委員としては●●に転用して将来何か土地の活用が可能になればと願いながら申請者が出願されたとおりに許可することが相当と思います。

議長 南 和 孝

只今、堀口委員から現況は農地、採草放牧地以外で利用状況は●●との意見がありました。他にご意見ございませんでしょうか。

----- 「ありません」という声あり -----

議長 南 和 孝

それでは特に発言がなければ●●町●●-●●についても現地調査をしておりますので、代表して堀口委員からご意見を頂きたいと思います。

7番 堀 口 英 男 委員

7番堀口です。この案件について出席議員全員で現地を確認いたしました。申請者からは●●を●●に変更したいという出願ですが隣接する地目は山林や●●の敷地であり、農地としての連反性も低く、この場所が農地として単独で存続していますので将来にわたり、農地として活用するには難しいということが確認されました。

農業委員としては●●に転用して将来何か土地の活用が可能になればと願いながら申請者が出願されたとおりに許可することが相当と思います。

議長 南 和 孝

只今、堀口委員から現況は農地、採草放牧地以外で利用状況は●●と

の意見がありました。他にご意見ございませんでしょうか。

—————「ありません」という声あり—————

議長 南 和 孝

それでは特に発言がなければ2件の現況証明も原案のとおり決定する事にご異議ございませんか。

—————「ありません」という声多数—————

議長 南 和 孝

ご異議なしと認め原案のとおり決定を致します。

本日附議された案件は 全部終了いたしました。
なお 引き続き協議を行います。